

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程（平成16年旭医大達第139号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。	第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。
(1) 周産母子センター長	(1) 周産母子センター長
(2) 周産母子センター副センター長	(2) 周産母子センター副センター長
(3) 産科婦人科長及び小児科長	(3) 産科婦人科長及び小児科長
(4) 地域医療連携室長	(4) 地域医療連携室長
(5) 遠隔医療センター長	(5) 遠隔医療センター長
(6) 4階東ナース・ステーション看護師長	(6) 4階東ナース・ステーション看護師長
(7) 新生児集中治療室ナース・ステーション看護師長	(7) 新生児集中治療室ナース・ステーション看護師長
(8) <u>事務局次長（病院担当）</u>	(8) <u>病院事務部長</u>
(9) その他周産母子センター長が必要と認めた者	(9) その他周産母子センター長が必要と認めた者
2 前項第9号の委員は、病院長が委嘱する。	2 前項第9号の委員は、病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第8号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)